

# 岐阜県公報

号外 (一) 平成二十七年四月二十一日

規則  
目次

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(入事課)

ページ

岐阜県規則第七十五号  
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則  
岐阜県規則第七十五号

平成二十七年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。  
第十三条第一項の表都市公園課の項に次の一号を加える。  
二 花フェスタ記念事業に関すること。  
第十三条第三項及び第四項を次のように改める。

3 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

室	課	室	係
公共交通課	リニア推進室		
都市公園課	花フェスタ記念事業推進室 （一係）	リニア推進係 イベント第一係、イベント第二係	
分掌事務			

4 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

平成二十七年四月二十二日発行

発 行 所

岐 阜 県  
庁 績  
岐阜市薮田南二丁目一番一号編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社

この規則は、公布の日から施行する。

リニア推進室	第一項の表公共交通課の項第三号に掲げる事務
花フェスタ記念事業 推進室	第一項の表都市公園課の項第一号に掲げる事務